

自治基本条例施行後の制度等の構築状況について

自治基本条例の制定（平成 17 年 4 月 1 日施行）
 市民が主役の市民自治の確立を目的とし、自治の基本理念を明らかにし、自治を営むための 3
 つの基本原則（情報共有、参加、協働）を定めた条例
 平成 17 年 4 月以降の制度等の構築状況

自治基本条例規定		制度等の構築・検討状況	内容
区役所	第 21 条 必要な組織の整備等	「区における総合行政の推進に関する規則」の制定 (平成 18 年 4 月 1 日施行)	地域の視点から総合的に施策・事業を実施することを目的に、区長や局長の役割、局区間の情報提供、区の課題等に関する局区間の協議及び調整についての枠組を定めた。
	第 22 条 区民会議	試行の区民会議の開催 (平成 17 年度) 「区民会議条例」の制定 (平成 18 年 4 月 1 日施行)	区民の参加と協働により地域社会の抱える課題を解決するために、区民が主体的に話し合いをする場として区民会議を設置。
よる 自治運営 情報共有に	第 27 条 情報共有の手法等の整備	要綱公表の仕組みの検討 (平成 18 年 4 月～)	市の諸活動の根拠となっている要綱を市民に公表することにより、行政運営の透明性の向上を図り、より開かれた市政の実現を図る。 平成 19 年度中に公表予定。
参加及び協働による自治運営	第 28 条 多様な参加の機会の整備等	総合コンタクトセンターの運用開始 (平成 18 年 4 月)	市政に関する問合せや意見、相談などを受けつけるサンキューコールかわさきの本格運用開始。
	第 30 条 パブリックコメント手続	「パブリックコメント手続条例」の制定 (平成 18 年 12 月 14 日公布、平成 19 年 4 月 1 日施行)	市民生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続を市の共通ルールとして定めた。
	第 31 条 住民投票制度	住民投票制度の検討 (平成 18 年 10 月 検討委員会報告書提出)	市政に係る重要事項について直接、住民の意思を確認するための制度。検討委員会での報告書を踏まえ、議会や市民からの意見を伺いながら条例素案を作成し、平成 19 年度中を目途に議会へ条例案を提出予定。
	第 32 条 協働推進の施策整備等	協働型事業のルール策定に向けた検討 (平成 19 年 1 月 検討委員会報告書提出)	市民と行政とが協働で行う事業において使用するルールとして検討。 平成 19 年度中に策定予定。
在り方を調査審議 自治運営の制度等の	第 33 条 自治推進委員会	自治推進委員会の設置 (平成 19 年 2 月 7 日)	暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、自治運営の基本原則に基づく制度等のあり方について調査審議するために設置。